

不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 内 容 | | 施設損傷者への工事費用負担命令 |
| 所 管 部 課 係 名 | | インフラ整備部下水道課排水設備係 |
| 根拠法令及び条項 | | 下水道法第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。 |
| 処 分 基 準 | 関 係 条 項 | |
| | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。 |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更） |